

## 1-6 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事【担当：事務局学務課】

教育課程については、上記1-5に記載しているとおりです。

また、評価及び卒業等の認定基準等の以下の規程は、「参考」としてあわせて公表しております。

- 医学部の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いに関する規程
- 保健医療学部の教育課程、授業科目の履修方法並びに試験及び進級の取扱い等に関する規程
- 大学院医学研究科授業科目履修方法及び単位修得認定等に関する規程
- 大学院保健医療学研究科授業科目履修方法及び単位修得認定等に関する規程
- 学位規程
- 学位論文審査規程